



# 適正処理のために、 廃棄物処理法違反は 絶対にダメ!!



## 許可のない下請事業者が運搬していませんか？

工事で発生した産業廃棄物を、都道府県・政令市の許可を持たない下請事業者に収集運搬させた

### ■ 元請事業者【委託基準違反】

- 現場監督等は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
- 法人も1,000万円以下の罰金  
(廃棄物処理法第12条第3項、第25条第1項第6号、第32条第2号)

### ■ 下請事業者【無許可営業・受託禁止違反】

- 行為者は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
- 法人も3億円以下の罰金  
(廃棄物処理法第14条第1項・第6項・第15項、第25条第1項第1号・第13号、第32条第1号)



我が社（元請事業者）は収集運搬業の許可を持っているので、名義を貸して無許可の下請事業者に収集運搬をさせた

### ■ 元請事業者【委託基準違反・名義貸しの禁止違反】

- 現場監督等は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
- 法人も1,000万円以下の罰金  
(廃棄物処理法第12条第5項、第14条の3の3、第25条第1項第6号・第7号、第32条第2号)

### ■ 下請事業者【無許可営業】

- 行為者は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
- 法人も3億円以下の罰金  
(廃棄物処理法第14条第1項、第25条第1項第1号、第32条第1号)



## 許可業者に書面で契約せずに委託していませんか？

収集運搬の許可を持つ事業者に対して

- ・業務委託契約書を結ばずに委託した
- ・許可品目以外の廃棄物を頼んだ
- ・契約終了日から5年間契約書を保存していない

### ■ 元請事業者【委託基準違反】

- 行為者は3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはこれの併科
- 法人も300万円以下の罰金  
(廃棄物処理法第12条第6項、第12条の2第6項、第26条第1号、第32条第2号)





## 産業廃棄物を野焼きしたり、みだりに捨てていませんか？

### 産業廃棄物をみだりに捨てようとした、または捨てた

#### ■【廃棄物の投棄禁止違反】

- 行為者は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
  - 法人も3億円以下の罰金
- (廃棄物処理法第16条、第25条第1項第14号、第32条第1号)

### 産業廃棄物を野焼きした(適法な焼却施設以外で廃棄物を燃やした)

#### ■【焼却禁止違反】

- 行為者は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
  - 法人も3億円以下の罰金
- (廃棄物処理法第16条の2、第25条第1項第16号、第32条第1号)



## マニフェストを正しく記入して、交付していますか？

### 収集運搬の許可を持つ事業者に対して

- ・ 産業廃棄物の運搬の都度、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付しなかった
- ・ 規定どおり記載しなかった
- ・ 虚偽の記載をして交付した

#### ■【管理票虚偽の記載等違反】

- 行為者は6月以下の懲役または50万円以下の罰金
  - 法人も50万円以下の罰金
- (廃棄物処理法第12条の3第1項、第29条第3号、第32条第2号)



### 収集運搬業者として、

- ・ 運搬完了後に排出事業者へマニフェストの写しを送らなかった
- ・ 規定どおり記載しなかった
- ・ 虚偽の記載をして送った

#### ■【管理票虚偽の記載等違反】

- 行為者は6月以下の懲役または50万円以下の罰金
  - 法人も50万円以下の罰金
- (廃棄物処理法第12条の3第3項、第12条の4第1項、第29条第4号・第5号・第6号、第32条第2号)

### マニフェストを5年間保存していない(排出事業者、収集運搬業者等)

#### ■【管理票虚偽の記載等違反】

- 行為者は6月以下の懲役または50万円以下の罰金
  - 法人も50万円以下の罰金
- (廃棄物処理法第12条の3第6項・第9項・第10項、第29条第7号、第32条第2号)